

平城宮跡歴史公園 県営公園区域 整備運営事業
事業者選定基準

令和 8 年 10 月 1 日

奈良県

目次

1. 本書の位置づけ.....	1
2. 事業者の審査及び選定に関する事項.....	1
2.1. 事業者の選定方法.....	1
2.2. 事業者の審査方法.....	1
2.3. 事業者の審査及び選定の体制.....	1
3. 事業者の審査及び選定の手順.....	2
4. 審査の内容.....	3
4.1. 参加資格審査（第一次審査）.....	3
4.2. 提案内容審査（第二次審査）.....	3
4.2.1. 提案資料の受付.....	3
4.2.2. 必須項目の審査.....	3
4.2.3. 価格項目の評価.....	3
4.2.4. その他項目の評価.....	3
4.2.5. プレゼンテーション.....	4
4.2.6. 提案内容の評価.....	4
4.2.7. 総合評価点の算定.....	4
4.2.8. 最優秀提案者、優秀提案者の選定.....	4
5. 優先交渉権者、次点交渉権者の決定.....	11
5.1. 優先交渉権者、次点交渉権者の決定.....	11
5.2. 結果及び評価の公表.....	11
5.3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置.....	11

1. 本書の位置づけ

平城宮跡歴史公園 県営公園区域 整備運営事業 事業者選定基準（以下、「事業者選定基準」という。）は、本県が、平城宮跡歴史公園 県営公園区域 整備運営事業（以下、「本事業」という。）において、本県のパートナーとなり得る民間事業者（以下、「事業者」という。）を選定する方法及び基準を示すものであり、募集要項と一体のものとする。

事業者選定基準は、事業者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った参加者（以下、「最優秀提案者」という。）を選定するための方法及び評価項目等を示し、参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2. 事業者の審査及び選定に関する事項

2.1. 事業者の選定方法

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定においては、本県の財政支出に対する削減度、設計・建設、維持管理及び運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価するため「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

2.2. 事業者の審査方法

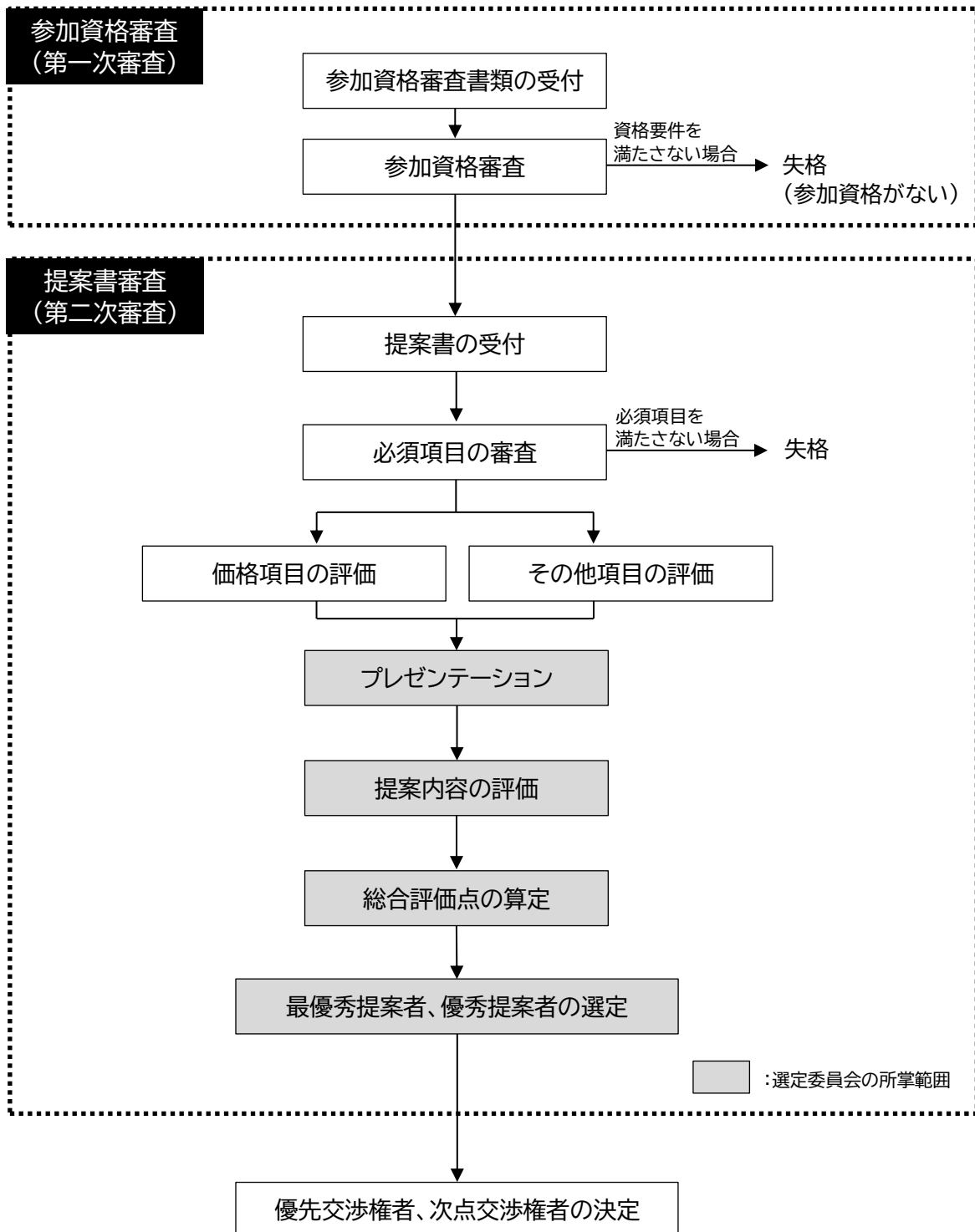
事業者の審査は二段階で実施し、第一次審査として参加資格審査、第二次審査として提案書審査（必須項目の審査、価格項目の評価、その他項目の評価、プレゼンテーション、提案内容の評価、総合評価点の算定）を行う。なお、参加資格審査は、提案書の提出を求める参加資格審査通過者を選定するためにのみ行うこととし、参加資格審査の具体的な内容について、これを提案書審査に持ち越さないものとする。

2.3. 事業者の審査及び選定の体制

審査及び選定にあたっては、本県が設置した平城宮跡歴史公園事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、参加資格審査及び提案書審査を行い、最優秀提案者を選定する。なお、選定委員会における審査及び選定は非公開とする。

3. 事業者の審査及び選定の手順

審査及び選定の手順は、次のとおりとする。



4. 審査の内容

4.1. 参加資格審査（第一次審査）

参加資格の審査では、本募集への参加者（以下、「参加者」という。）の備えるべき参加資格要件（募集要項等に規定されている要件）を満たしているかどうかの審査を行う。1 項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格（参加資格がない）とする。

4.2. 提案内容審査（第二次審査）

4.2.1. 提案資料の受付

参加者の提案書を確認し、4 集に記載した提出書類がすべて揃っていることを確認する。提案書に不備がある場合は、失格とする。

4.2.2. 必須項目の審査

参加者の提案書の内容が、本県が必須とする項目を充足しているかを確認する。提案内容が必須項目の一つでも満たさない場合は失格とする。必須項目の審査は以下のとおりとする。

- ア 要求水準書の要求水準が未達でないこと。
- イ 募集要項に示す要件及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。
- ウ 提案書に、奈良市との対話協議結果の記録簿が添付されていること。 ※1

※1 募集要項 3.4.5.に記載の関係機関との対話協議先

4.2.3. 価格項目の評価

参加者の提案書に記載された以下の提案価格（2 種類）について、奈良県立都市公園条例に基づく使用料の価格と、本県のサービス対価（参考価格）※2 とをそれぞれに比較し、本県の財政支出の削減度を評価する。

※2 募集要項 2.2.5.(イ)に記載の参考価格

価格項目の評価点（8 点満点）＝ 設置管理許可使用料に係る評価点（4 点満点）＋ 本県のサービス対価に係る評価点（4 点満点）
設置管理許可使用料に係る評価点＝ 4 点 ×（参加者の提案価格）÷（奈良県立都市公園条例 に基づく使用料の価格）
本県のサービス対価に係る評価点＝ 4 点 ÷（参加者の提案価格のうち、当該参加者の順位 （提案価格の低い順））

4.2.4. その他項目の評価

本事業は特定公契約に該当するため、参加者の取組を評価に反映する必要がある。評価は、加点点評価と減点評価の合計により行う。9～10 頁のⅢに記載した補足事項を確認すること。

加點評価は、8 頁のⅠ－①【標準配点コース】又は 9 頁のⅠ－②【総合力評価コース】のいずれか 1 つを参加者が選択することができる。なお、コース間の取組項目に違いがある場合であっても、コース間の重複加點は行わない。

4.2.5. プレゼンテーション

参加者の提案書の内容を確認するため、プレゼンテーションの場を設ける。プレゼンテーションは、参加者毎に、個別に行うものとし公開しないものとする。

プレゼンテーションの実施日時等は、参加者へ別途連絡する。

4.2.6. 提案内容の評価

参加者の提案書の内容についてその提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて評価点を付与する。

提案内容の採点基準は、以下に示すものとし、各評価項目の配点に対して各評価の係数を乗じて算出するものとする。（小数点第 3 位以下、切り捨て）

なお、提案内容の評価の視点は、5～7 頁に記載のとおりである。

評価	採点基準	得点化方法
A	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が特に優れている提案内容	配点 × 1. 0 0
B	A と C の中間の提案内容	配点 × 0. 8 0
C	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が優れている提案内容	配点 × 0. 6 0
D	C と E の中間の提案内容	配点 × 0. 3 0
E	要求水準書の記載を超えない提案内容	配点 × 0. 0 0

4.2.7. 総合評価点の算定

総合評価点は、価格項目の評価点（8 点）、その他項目の評価点（18 点）及び提案内容の評価点（124 点）を合計し、全体で 150 点満点とする。

選定委員会は、提案書審査の結果を踏まえ、参加者の総合評価点を算定する。

4.2.8. 最優秀提案者、優秀提案者の選定

選定委員会は、提案書審査の結果に基づき、算定した総合評価点が最も高い参加者を最優秀提案者に、次に総合評価点が高い参加者を優秀提案者に選定する。2 者以上の参加者の総合評価点が同点となった場合は、「提案内容の評価点」が高い参加者を上位者とする。

また、提案内容審査の結果、事業者として適切ではないと評価した場合（総合評価点が 150 点中 90 点未満の場合）は、最優秀提案者、優秀提案者に選定しないものとする。

評価項目及び配点

評価項目		配点	割合	様式	
提案内容の評価					
(1) 事業計画に関する事項					
ア	本事業の構想・コンセプトに関する提案	6	26	17%	様式 32-1
イ	実施体制に関する提案	10			様式 32-2
ウ	SPC の組成に関する提案	6			様式 32-3
エ	リスク管理に関する提案	4			様式 32-4
(2) 平城京の歴史性に配慮した空間の整備手法に関する事項					
ア	事業対象区域全体の整備手法の考え方に関する提案	4	32	21%	様式 33-1
イ	平城宮跡南側地区における新設・改修に関する提案	8			様式 33-2
ウ	朱雀大路東側地区における新設に関する提案	6			様式 33-3
エ	朱雀大路西側地区における改修に関する提案	2			様式 33-4
オ	横断歩道橋の新設に関する提案	6			様式 33-5
カ	工程計画に関する提案	4			様式 33-6
キ	事業者独自の提案（任意提案）	2			様式 33-7
(3) 「食」と「クリエイティブな活動」をキーワードに、多様な文化・人・価値が交差し、新たな創造を生み出すことができる維持管理・運営手法に関する事項					
ア	事業対象区域全体の維持管理・運営手法の考え方に関する提案	18	54	36%	様式 34-1～34-4
イ	公募対象公園施設の維持管理・運営手法に関する提案	18			様式 34-5、34-6
ウ	特定公園施設、横断歩道橋、既存施設の維持管理・運営手法に関する提案	18			様式 34-7～34-9
(4) 財務計画に関する事項					
ア	県が支払うサービス対価で実施する範囲の事業収支計画	6	12	8%	様式 35-1
イ	事業者の独立採算で実施する範囲の事業収支計画	6			様式 35-2
価格項目の評価		8	5%	様式 36～38-2	
その他項目の評価		18	12%	様式 40-1～46	
合計		150	100%		

評価の視点

評価項目			配点	評価の視点	様式
提案内容の評価					
(1) 事業計画に関する事項	ア 本事業の構想・コンセプトに関する提案		6	a. 本事業の構想・コンセプトを踏まえ、食のハブ拠点の創出に資する優れた実施方針が提案されているか	様式 32-1
	イ 実施体制に関する提案		10	a. 本事業の事業期間中、継続して事業の全体プロデュースに携わる統括プロデューサーの配置方針（実績や資格等）について、優れた提案がなされている場合は評価する b. 設計フェーズ及び施工フェーズに携わるデザインプロデューサー、各業務の予定技術者の配置方針（実績や資格等）について、優れた提案がなされている場合は評価する c. 管理運営フェーズに携わる運営プロデューサー、管理マネージャーの配置方針（実績や資格等）について、優れた提案がなされている場合は評価する	様式 32-2
	ウ SPC の組成に関する提案		6	a. SPC 組成の考え方が適切であれば評価する b. 県の関与について、効果的かつ実効性のある提案であれば評価する c. 余剰金の配当とは別に、収益の一部を本県に還元する収益還元手法が提案されている場合は評価する	様式 32-3
	エ リスク管理に関する提案		4	a. 本事業に付随するリスクについて、その分析、未然防止策、発生時の対応策について、優れた提案であれば評価する	様式 32-4
	計		26		
	(2) 平城京の歴史性に配慮した空間の整備手法に関する事項	ア 事業対象区域全体の整備手法の考え方に関する提案		4	a. 本事業の構想・コンセプトを踏まえ、事業対象区域全体の整備手法の考え方について、優れた提案がなされているか b. 事業対象区域に「訪れる人」と「チャレンジ・クリエイティブな活動を行う人」の交流やつながりが生まれるよう、公募対象公園施設、特定公園施設又は既存施設に設ける滞在空間の整備手法について、優れた提案がなされているか
イ 平城宮跡南側地区における新設・改修に関する提案			8	a. 平城宮跡南側地区内のゾーニング、施設の配置計画について、具体的かつ優れた提案がなされているか b. 評価対象とする視点場からの眺望について、周辺景観と調和した公募対象公園施設の規模、意匠形態となっていることが確認できるか c. 公募対象公園施設と一体的に整備することにより、効果的な整備が図られる特定公園施設について、具体的かつ優れた提案がなされているか	様式 33-2
ウ 朱雀大路東側地区における新設に関する提案			6	a. 朱雀大路東側地区内のゾーニング、施設の配置計画について、具体的かつ優れた提案がなされているか b. 評価対象とする視点場からの眺望について、周辺景観と調和した公募対象公園施設の配置、規模、意匠形態となっていることが確認できるか c. 公募対象公園施設と一体的に整備することにより、効果的な整備が図られる特定公園施設について、具体的かつ優れた提案がなされているか	様式 33-3
エ 朱雀大路西側地区における改修に関する提案			2	a. 既存施設の改修範囲、意匠形態について、具体的かつ優れた提案がなされているか	様式 33-4
オ 横断歩道橋の新設に関する提案			6	a. 公園利用者の動線計画、それを踏まえた横断歩道橋の位置、仕様について、具体的かつ優れた提案がなされているか b. 評価対象とする視点場からの眺望について、周辺景観と調和した横断歩道橋の意匠形態となっていることが確認できるか c. 構造物としての品質向上について、具体的かつ優れた提案がなされているか	様式 33-5
カ 工程計画に関する提案			4	a. 関係機関との協議調整等に要する期間を考慮した工程計画について、具体的かつ優れた提案がなされているか	様式 33-6
キ 事業者独自の提案（任意提案）			2	a. 有事の際も、安心・安全に滞在できる防災機能の充実についての提案を期待する b. 河川や道路を軸として捉え、奈良公園、平城宮跡歴史公園、西ノ京のつながりを創出する提案を期待する c. その他、事業者独自の具体的かつ優れた提案がなされている場合は評価する	様式 33-7
計		32			
(3) 「食」と「クリエイティブな活動」をキーワードに、多様な文化・人・価値が交差し、新たな創造を生み出すことができる維持管理・運営手法に関する事項		ア 事業対象区域全体の維持管理・運営手法の考え方に関する提案	①実施方針に関する提案	6	a. 平城京の特性とストーリーを最大限に活かし、平城京から、県内外、世界へのつながりを演出できる実施方針が提案されているか b. 事業対象区域を起点に、奈良発祥の食、食の最先端、それらを語る人とのつながりを創出できる実施方針が提案されているか c. 平城京の歴史性を踏まえ、奈良時代の精神の相似形となる、チャレンジ・クリエイティブできる場の位置や仕様について、具体的かつ優れた提案がなされているか
	②コンテンツに関する提案		6	a. 平城京の特性とストーリーを最大限に活かし、歴史的な体験と現代的な体験を融合させた唯一無二の体験ができるコンテンツの提供にあたり、その手法や内容について、具体的かつ優れた提案がなされているか b. 実施場所、提供時期（常設、繁忙期やイベント時、閑散期など）、価格帯、ターゲット（インバウンドや若者、女性など）など、提供するコンテンツの具体性、実現性が高い場合は評価する	様式 34-2
	③情報発信に関する提案		4	a. 本事業の取組について、ストーリー性のある情報発信を実施するにあたり、その手法や内容について、具体的かつ優れた提案がなされているか	様式 34-3
	④事業者独自の提案（任意提案）		2	a. 地域住民などと連携・協働し、にぎわいづくりを演出する提案を期待する b. その他、事業者独自の具体的かつ優れた提案がなされている場合は評価する	様式 34-4
	小計		18		
	イ 公募対象公園施設の維持管理・運営手法に関する提案	①飲食・物販の誘致に関する提案	10	a. 奈良観光の玄関口としての拠点性と利便性、奈良の食文化の強みを活かし、事業対象区域へ訴求力・吸引力がある飲食・物販施設の誘致にあたり、テナント数や属性、リーシングなどについて、具体性、実現性が高い場合は評価する b. 飲食や物販を楽しめる施設に留まらず、本事業が「日本食のはじまりの地である奈良」を象徴する場として、日本の食を味わい、学び、体験できる施設とする提案を期待する	様式 34-5

	(3) 「食」と「クリエイティブな活動」をキーワードに、多様な文化・人・価値が交差し、新たな創造を生み出すことができる維持管理・運営手法に関する事項 (続き)	イ 公募対象公園施設の維持管理・運営手法に関する提案 (続き)	①飲食・物販の誘致に関する提案 (続き)		c. 飲食・物販施設が、「食」をキーワードとした県内生産者や事業者がチャレンジできる場、自分たちのクリエイティブな活動を発信できる場とする提案を期待する d. 宿泊施設を誘致し、夜間や早朝など、平城宮跡歴史公園では今までになかった付加価値を提供する提案を期待する e. 既存施設を改修し、飲食・物販施設等として一体的に利活用することについて、具体性、実現性が高い場合は評価する f. その他、事業者独自の具体的かつ優れた提案がなされている場合は評価する	様式 34-5
			②公共交通の充実にに関する提案	8	a. 公共交通によるアクセス環境の向上について、具体的かつ優れた提案がなされているか b. 駐車場の整備にあたり、位置や規模、利用料金設定や利用時間、徴収方法などについて、具体的かつ優れた提案がなされているか c. 広大な園内を安心・安全に周遊できる移動手段の提供についての提案を期待する d. その他、事業者独自の具体的かつ優れた提案がなされている場合は評価する	様式 34-6
			小計	18		
		ウ 特定公園施設、横断歩道橋、既存施設の維持管理・運営手法に関する提案	①特定公園施設、既存施設の維持管理業務に関する提案	4	a. ①から④の業務について、業務実施の考え方が、適切な場合は評価する ①施設・設備等の保守点検業務 ②清掃業務 ③植栽管理業務 ④警備業務 b. その他、事業者独自の具体的かつ優れた提案がなされている場合は評価する	様式 34-7
			②横断歩道橋の維持管理業務に関する提案	4	a. ①から②の業務について、業務実施の考え方が、適切な場合は評価する ①施設・設備等の保守点検業務 ②警備業務 b. その他、事業者独自の具体的かつ優れた提案がなされている場合は評価する	様式 34-8
			③既存公園施設の運営手法に関する提案	10	a. 県のサービス対価に基づき実施する運営業務と併せて、事業者が一体的に実施する運営業務の具体性、実現性が高い場合は評価する b. 県所有施設の開館日、開園時間に関する考え方が、適切な場合は評価する c. 県所有施設のうち、利用料金を徴収する施設について、その利用料金設定の考え方が、適切な場合は評価する d. 利用者等の立場に立った柔軟なサービスの提供、ニーズ把握・反映方策、トラブルや苦情処理など、サービス対応の考え方が、適切な場合は評価する e. ①から⑥の業務について、業務実施の考え方が、適切な場合は評価する ①天平つどい館、観光案内所、バス待合所運営業務 ②レンタサイクル、ジョギング・サイクリングステーション、シニアカー運営業務 ③復原遣唐使船展示、VRシアター運営業務 ④交流スペース運営業務 ⑤展望室（貸会議室）運営業務 ⑥交通ターミナル駐車場運営業務 f. その他、事業者独自の具体的かつ優れた提案がなされている場合は評価する	様式 34-9
			小計	18		
		計	54			
	(5) 財務計画に関する事項	ア 県が支払うサービス対価で実施する範囲の事業収支計画	6	a. 県が支払うサービス対価で実施する範囲の事業収支計画について、確実性と安定性について優れた提案であれば評価する。	様式 35-1	
		イ 事業者の独立採算で実施する範囲の事業収支計画	6	a. 事業者の独立採算で実施する範囲の事業収支計画について、確実性と安定性について優れた提案であれば評価する	様式 35-2	
		計	12			
価格項目の評価			8	参加者の提案書に記載された以下の提案価格（2 種類）について、奈良県立都市公園条例に基づく使用料の価格と、本県のサービス対価（参考価格）※2 とをそれぞれに比較し、本県の財政支出の削減度を評価する。 ※2 募集要項 2.2.5.(イ)に記載の参考価格 価格項目の評価点（8 点満点）＝設置管理許可使用料に係る評価点（4 点満点）＋本県のサービス対価に係る評価点（4 点満点） 設置管理許可使用料に係る評価点＝4 点×（参加者の提案価格）÷（奈良県立都市公園条例に基づく使用料の価格） 本県のサービス対価に係る評価点 ＝ 4 点 ÷（参加者の提案価格のうち、該当参加者の順位（提案価格の低い順））	様式 36～38-2	
その他項目の評価			18	本事業は特定公契約に該当するため、参加者の取組を評価に反映する必要がある。評価は、加点点評価と減点点評価の合計により行う。9～10 頁のⅢに記載した補足事項を確認すること。 加点点評価は、8 頁のⅠ－①【標準配点コース】又は9 頁のⅠ－②【総合力評価コース】のいずれか1 つを参加者が選択することができる。なお、コース間の取組項目に違いがある場合であっても、コース間の重複加点点は行わない。	様式 40-1～46	
合計			150			

その他項目の評価

I 加点評価（I－①又はI－②のいずれか1つのコースにより評価）

I－①【標準配点コース】

評価項目			評価内容		評価基準		配点	最高得点	確認に要する資料	
その他の改善 労働環境の整備	1	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無	登録の有無		登録あり＜募集開始日の前日までに登録のある場合＞		3点	3点	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し 登録なし（3年毎更新）	
					登録なし		0点			
	2	女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況	① えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定の有無 （1の登録において、申請時の取組内容（※3）が女性活躍、仕事と子育ての両立に係るもののみである場合、重複しての加算はありません）		登録あり＜募集開始日の前日までに登録のある場合＞		3点	3点	認定通知書の写し	
					登録なし		0点			
			② 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の有無（※4） （1の登録において、申請時の取組内容（※3）が本評価内容に係るもののみである場合、及び2－②に該当する場合、重複しての加算はありません）		登録あり＜募集開始日の前日までに登録のある場合＞		1.5点		一般事業主行動計画策定届の写し （労働局に届出を行ったもの）	
					登録なし		0点			
雇用機会の拡充	3	障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況	① 雇用人数	法定事業者（常用雇用労働者数40.0人以上）の場合、労働者数×法定雇用率（小数点以下切り捨て）との比較	雇用率が3.8点以上 ＜障害者雇用状況報告書⑬欄が3.8%以上の場合＞		3点	3点	障害者雇用状況報告書直近報告分の写し （毎年6月1日現在の状況を労働局に報告）	
					不足人数なし ＜障害者雇用状況報告書⑭欄が0の場合＞		1.5点			
					不足人数あり ＜障害者雇用状況報告書⑭欄に数値がある場合（0.5人も含む）＞		0点			
			その他の事業者（常用雇用労働者数40.0人未満）の場合、障害者雇用の有無	障害者の雇用あり		3点	様式42			
				障害者の雇用なし		0点				
			②障害者職場実習の受入実績の有無（※5）	1回あたりの実施日数が3日以上 の職場実習受入実績あり ＜募集開始日の前日以前1年の間においての受入実績の有無＞		1.5点	障害者の職場実習日、支援機関等（※5に掲げる特別支援学校等）が確認できる書類 （様式43又は受入にあたり支援機関等が作成した依頼文書、業務日報（作成者を明らかにしたもの）等の写し）			
				実績なし		0点				
			③ 障害者就労施設等（※6）への物品調達、業務委託等の発注実績の有無	年額10万円以上の発注実績あり ＜募集開始日の前日以前1年の間においての発注実績の有無（契約履行中又は支払期限未到来のため支払が完了していないものを含む。）＞		1.5点	様式44及び添付書類 （契約書、納品書、請求書、領収書等の写し）			
				実績なし		0点				
	4	保護観察対象者等の雇用の状況		① 協力雇用主登録の有無 （4－②に該当する場合、重複しての加算はありません）	登録あり ＜募集開始日の前日までに登録のある場合＞		3点	3点	様式45	
			登録なし		0点					
			② 更生保護法48条に規定する保護観察中の者、又は同法85条に規定する更生緊急保護中の者の雇用の有無	雇用あり ＜募集開始日の前年度4月1日から公告日前日までの間の雇用の有無＞		3点				
				雇用なし		0点				
取組の実現及び社会的価値の向上に資する	5	環境に配慮した事業活動の状況	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの登録又は認証の有無		登録又は認証あり ＜募集開始日の前日までに登録又は認証のある場合＞		3点	3点	登録証又は認証書の写し （2年又は3年毎更新）	
					登録又は認証なし		0点			
	6	人権意識の向上に係る取組の状況	自社の従業員を受講対象とする人権研修の実施の有無（※7） （当該研修において、人権問題テーマがハラスメントのみであり、かつ、1の登録において、申請時の取組内容（※3）がハラスメント対策に係るもののみである場合、重複しての加算はありません）		実施あり ＜募集開始日の前日以前1年の間においての実施の有無＞		3点	3点	様式46及び添付書類	
					実施なし		0点			
I－①【標準配点コース】小計（※総合力評価コースとの重複不可）							18点			

I－②【総合力評価コース】

評価項目			評価内容	評価基準	配点	最高得点	確認に要する資料
	7	奈良県 SDGs 企業 認証の有無	スタンダード認証又はアドバンス認証の有無 ただし、「労働環境の整備」及び「雇用機会の拡充」について、 下記に定める 事項の各 1 つ以上の取組をしている場合に限る。 <u>指定条件①「労働環境の整備」の取組（次のうち 1 つ以上）</u> -1 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録： ＜募集開始日の前日までに登録のある場合＞ -2 えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プ ラチナくるみんのいずれかの認定： ＜募集開始日の前日までに認定のある場合＞ -3 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事 業主行動計画の策定（※4）： ＜募集開始日の前日までに策定のある場合＞ <u>指定条件②「雇用機会の拡充」の取組（次のうち 1 つ以上）</u> -1 障害者雇用率〔法定事業者〕法定雇用率以上： 〔その他事業者〕障害者の雇用あり -2 更生保護法 48 条の保護観察中の者、又は同法 85 条の更生緊 急保護中の者の雇用： ＜募集開始日の前年度 4 月 1 日から公告日前日までの間の雇用の 有無＞	スタンダード認証又はアドバンス認証の取得あり ＜入札公告日又は募集開始日の前日までに認証のある場合 ＞ かつ指定条件①及び指定条件②の取組あり	18 点	18 点	奈良県 SDGs 企業認証書の写し （3 年毎更新） 及び指定条件①及び指定条件②の取組が確認できる書類（※ 8）
				上記以外の場合	0 点		
I ー②【総合力評価コース】小計（※標準配点コースとの重複不可）					18 点		

II 減点評価

評価項目		評価内容	評価基準	配点	最高得点	確認に要する資料
公契約条例違反 の有無		公契約条例違反による過料又は入札参加停止措置▲2 点×回数 （上限▲18 点）	違反あり ＜募集開始日の前日以前 3 年の間においての違反の回 数＞	▲2 点 ～▲18 点	0 点	会計局総務課に確認
			違反なし	0 点		
			II 減点小計	0 点～▲18 点		

III 補足

（※3）

○ 申請時の取組内容については、人材・雇用政策課に確認（申請時の取組内容には、労働関係法令の遵守を含まない）

（※4）

○ 計画期間が満了していない行動計画に限る。

○ 一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用労働者数が 100 人以下の事業主）を対象とする。

（※5）

○ 以下の場合を対象とする。

① 特別支援学校の生徒又は障害福祉サービス事業（就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設が支援を行っている障害者を受け入れた場合

② 障害者就業・生活支援センターが支援を行っている障害者を受け入れた場合

（※6）

① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する施設・事業所等

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業者に限る。）を行う施設

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）

カ 施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

- キ 在宅就業障害者
ク 在宅就業支援団体
② 施設等に対して物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者

- (※7)
○ 当該研修が人権問題テーマを取り扱った研修であることを明示しているものであって、かつ、以下の場合を対象とする。
① 公共機関等及びその他団体が配付又は貸出を行っている資料（冊子・DVD 等）を用いて自社の従業員に研修を実施した場合
② 公共機関等及びその他団体から講師の派遣を受け自社の従業員に研修を実施した場合
③ 公共機関等及びその他団体が実施する研修又は講座に参加し、当該研修又は講座の資料を用いて、自社の従業員に研修を実施した場合
＊公共機関等とは、国、地方公共団体、教育委員会、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 2 条第 3 号に規定する法人）とする。
＊その他団体とは、公共機関等の定義に該当しないものであって、人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であり、かつ、公共機関等から委託・後援・協力を受け又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる団体とする。

<人権問題テーマの例示> ※「奈良県人権施策に関する基本計画」より	
・部落差別の解消 ・刑を終えて出所した人の人権 ・女性の人権 ・犯罪被害者等の人権 ・子どもの人権 ・アイヌの人々の人権 ・高齢者の人権 ・外国人の人権 ・障害のある人の人権 ・北朝鮮当局による拉致被害者等の人権・生活困窮にある人の人権 ・インターネットによる人権侵害 ・ひきこもり状態にある人の人権 ・ハラスメントに関する人権 ・性的マイノリティの人権 ・災害時における人権 等 ・ハンセン病患者等の人権	

(※8) 指定条件①及び指定条件②を確認できる書類とは、次のとおり。

指定条件①「労働環境の整備」の取組（次のうち 1 つ以上）

-1 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し（3 年毎更新）
-2 えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定	認定通知書の写し
-3 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（※4）	一般事業主行動計画策定届の写し（労働局に届出を行ったもの）

指定条件②「雇用機会の拡充」の取組（次のうち 1 つ以上）

-1 障害者雇用率〔法定事業者〕法定雇用率以上	障害者雇用状況報告書直近報告分の写し（毎年 6 月 1 日現在の状況を労働局に報告）
-1 障害者雇用率〔その他事業者〕障害者の雇用あり	様式 42
-2 更生保護法 48 条の保護観察中の者、又は同法 85 条の更生緊急保護中の者の雇用	様式 45

5. 優先交渉権者、次点交渉権者の決定

5.1. 優先交渉権者、次点交渉権者の決定

本県は、選定した最優秀提案者を優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

5.2. 結果及び評価の公表

本県は、選定委員会における審査及び選定結果を取りまとめて、各参加者の代表企業に書面にて通知後、本県のホームページ等で公表する。なお、当該公表では、事業者選定基準に定める各評価項目において、各参加者が獲得した得点も公表する予定である。

5.3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置

参加者の募集、提案書の受付期限において、最終的に参加者がいない場合には、最優秀提案者を決定せず、その旨を本県のホームページ等で速やかに公表する。

なお、参加者が1者であった場合も参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と評価された場合において、当該参加者を最優秀提案者として選定する。

ただし、参加資格審査で失格となった場合、提案内容審査の結果、事業者として適切ではないと評価した場合（総合評価点が150点中90点未満の場合）は、本選定及び審査（公募型プロポーザル方式）は成立しないものとする。